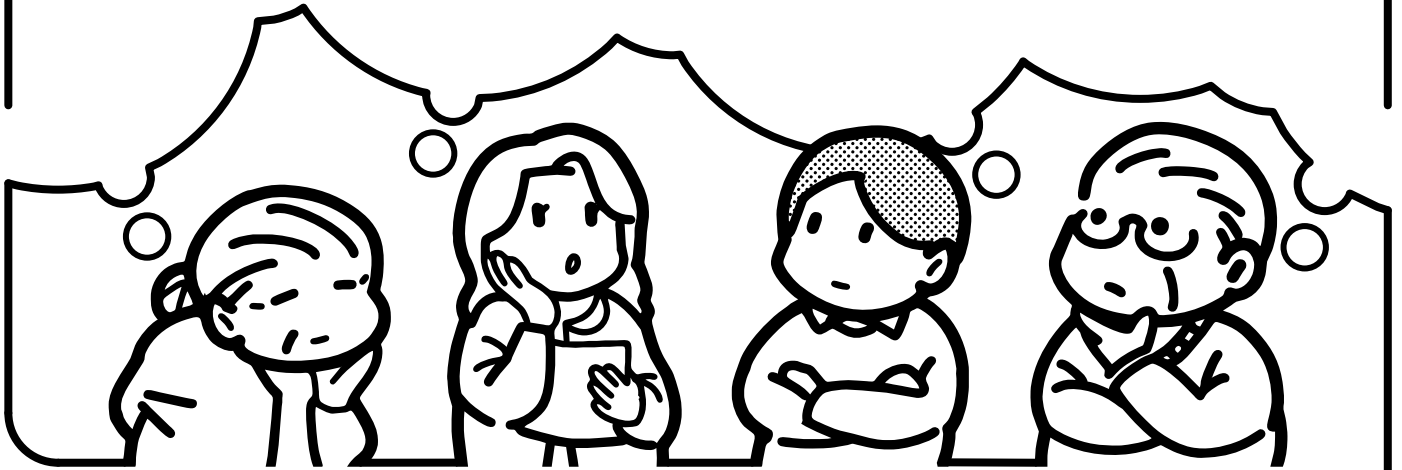


民生委員児童委員

って
なんだ？

はじめて「民生委員児童委員」を引き受けただけで、何をすればいいんだろう？
何をしている人なのかよく知らないし、なんか大変らしいって聞いたけど…。



新任委員等に向けた民生委員活動の考え方【横須賀市民生局福祉こども部福祉総務課作成】



まずは制度について

新任委員等…新任委員のほか、仕事や家族の介護、
育児等をされながら活動している方等

民生委員児童委員とは…

身分

厚生労働大臣
から委嘱される
非常勤特別職の
地方公務員

法律

民生委員は
民生委員法
児童委員は
児童福祉法
に規定

歴史

民生委員制度は
100年以上
児童委員制度は
70年以上

任期

3年間で、
再任も可能。

では **業務** は？



次のページへ



民生委員児童委員の業務は…

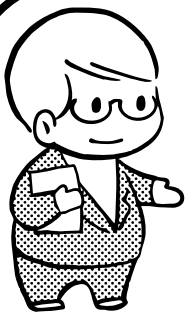


「民生委員法」第14条に、次のように定められています。

- 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
- 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
- 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
- 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- 社会福祉法に定める福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)その他の関係行政機関の業務に協力すること。
- その他、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。

わかるような…

わからない
ような…

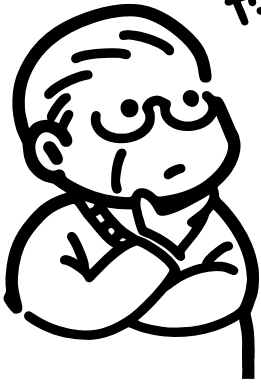


法律には全般的な内容が書かれていますが、民生委員が具体的に何をするかは決まっています。そこで、実際に民生委員が行っている活動例をみてみます。



なぜこんなに

やることが多いんだろう？



民生委員制度は、今から100年以上前に誕生しました。
制度開始から現在までの、社会状況の変化や、その時々活動に
応じて、「民生委員がすること」の内容は多様に変化してきました。

「今まで民生委員がやってきたこと=民生委員の仕事」
になってしまっている

これ全部

やらなきゃいけないの？

民生委員の仕事は多岐にわたり、
そのどれもが、地域福祉の増進のためには
「やったほうがいいこと」だと言えます。

一方で、一人ができることには限りがあります。
歴史の中で積みあがってきた活動のすべてを、
全委員一人ひとりが引き継いでいくのは、
現実的ではありません。



また、委員ごとに自分の生活があり、それぞれ状況は異なります。
地区ごとの違いもあるため、委員ごとに活動内容に差が出るのは当然で、
とりわけ初めて活動する人は、内容をしばったほうが活動しやすくなります。
制度開始から今日までの民生委員活動を貴重な財産としながらも、
新任委員の皆さんは、まずは民生委員として「最低限やること」に
ご注力いただきたいと考えています。

介護が...

体力面の
不安が...

育児が...

仕事が...

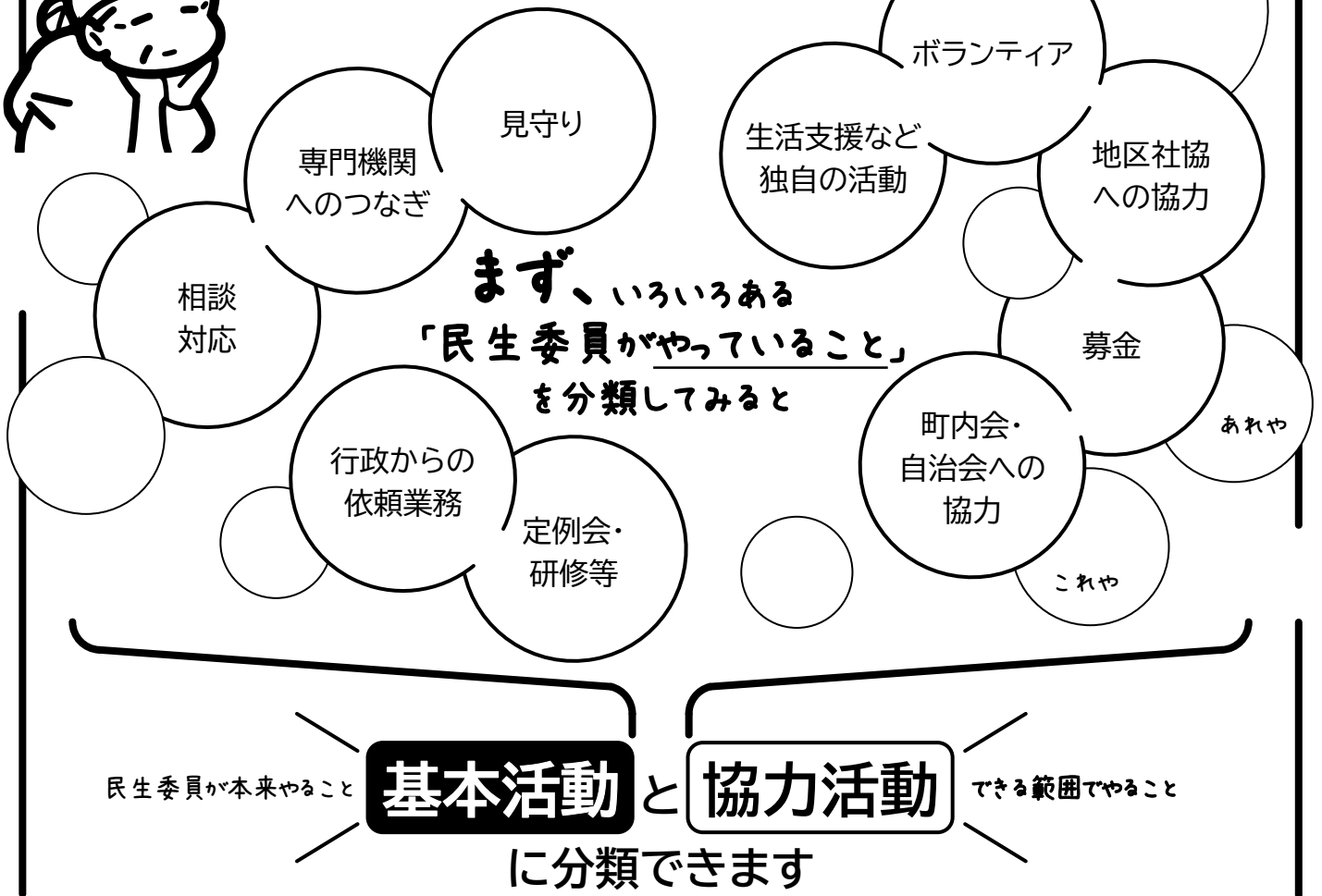


それぞれに状況の
異なる民生委員が、
「最低限すべき活動」
とは何か？



次のページへ

「民生委員が最低限やること」って何？

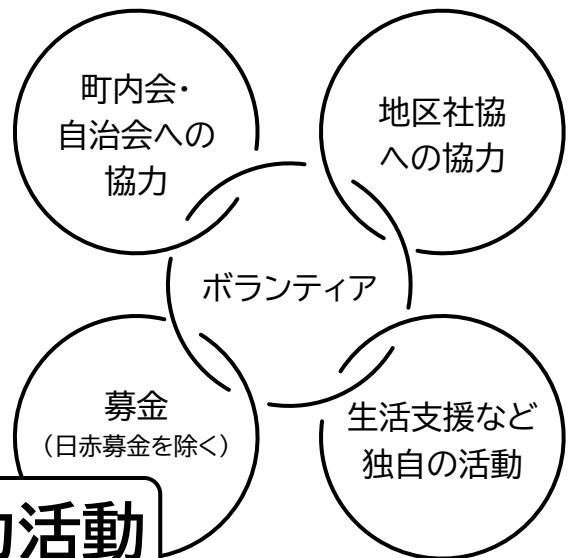


基本活動



相談対応などを通じて困りごとに**気づき**、専門機関に**つなぎ**、日常を**見守る**ことが、民生委員の基本的な活動です。

協力活動

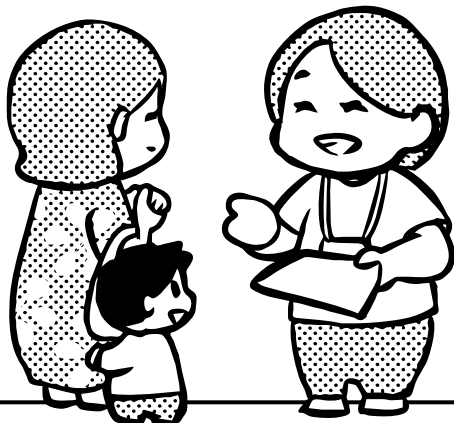
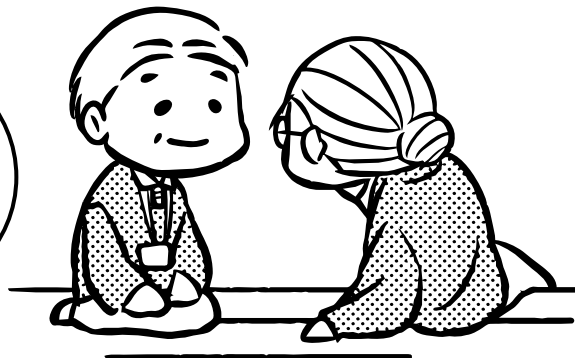


これらは、「民生委員なら当然やること」と扱われるべきではなく、活動環境などに応じて可能な範囲で取り組む活動です。

民生委員活動の中核は きづく・つなぐ・みまもる 活動

地域住民のことを気にかけて、
生活上の困りごとに気づく。
住民からの相談に乗ることで、
困りごとを把握する。

きづく

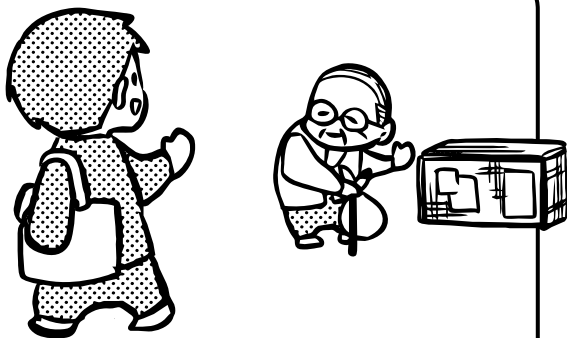


つなぐ

相談を受けた内容を、
行政や専門機関につなぐ。
相談者に情報提供することや、
行政に地域の課題を伝えること
も含む。

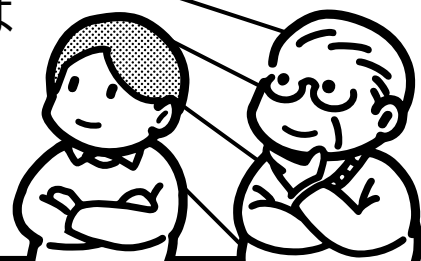
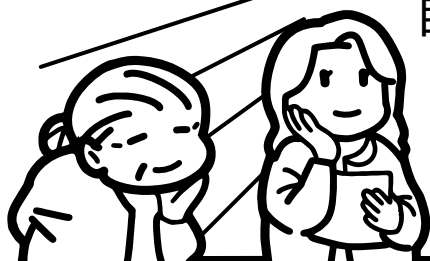
専門機関につないだ相談者など
を、専門機関と連携しながら
見守る。(気にかける。)
必要に応じ、訪問・電話等で
安否確認する。

みまもる



民生委員は「つなぐ」のが仕事です。

自ら解決に取り組むのでは
ありません。



協力活動は、民生委員が「当然すべき活動」ではないが、活動環境に応じて、可能な範囲で取り組んでいただく活動としています。

基本活動

「きづく」「つなぐ」「みまもる」活動

- ▶地域住民や要援護者からの相談に乗ったり、気にかけてりすることで状況を把握する。必要に応じて行政や関係機関につなぐ。
- ▶要援護者等を、地域でみまもる。

定例会、部会活動、研修等への参加

実施方法は、横須賀市版活動強化方策に従い、今までの方法にとらわれず、実態に合わせて柔軟に見直していく。

地区民児協ごとの研修・親睦活動

地区民児協として必要と判断した活動は、基本活動として行う。ただし、親睦活動は、各自の意向を尊重する形が望ましい。

行政等から依頼する業務への協力

例えば、行政から「知っている状況がないか教えてほしい」という依頼を受けた際、日頃の交流がない対象者については「交流なく、承知している状況はない」と回答するなど、可能な範囲でよい。行政も、依頼方法や内容を、適宜見直していく。

協力活動

町内会・自治会への協力

地区社協への協力

独自に行う支援活動

赤い羽根・共同募金への協力※

これら活動を「民生委員はやらない」ということではない。しかし、「民生委員なら当然すべき」としたり、民生委員だけに負担がかかったりしてしまわないようにする必要がある。

地域ごとに状況は違う。そのため、現状、協力しあってうまくいっている地域はあえて変える必要はないが、そうでなければ見直しを行う、というように、地域ごとに考える。

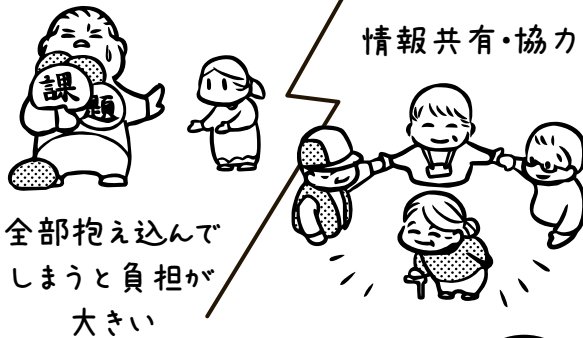
※日本赤十字関係(市からの依頼事項)は含まない

町内会・自治会や地区社協との関係

地域ごとの実情に合わせる事が前提ですが、密接に協力する部分と、適度な距離を保つ部分とがあります。

密接さ

民生委員は一人で課題や見守りを抱え込まず、**地域と協力した**ほうがよい。



情報共有について説明し、同意を得る



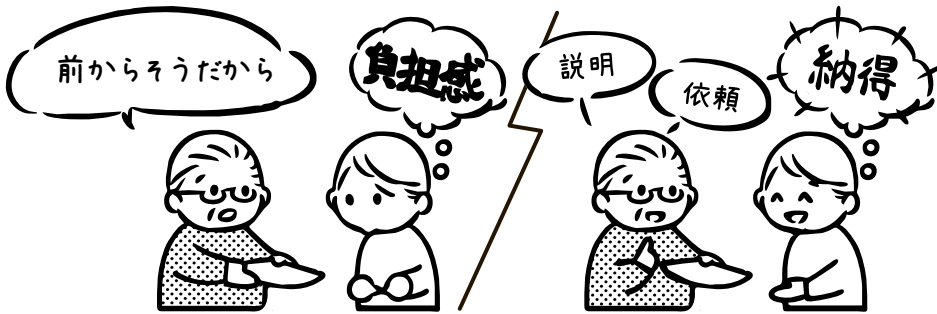
個人情報も、本人の了承があれば、地域の支援者(町内会・自治会や地区社協、社会福祉推進委員等)と、共有することができる。

と

地域活動の担い手が不足する中、民生委員も「**地域の一員**」として、できる範囲で地域活動には協力をしていただきたい。

一方で、「**あて職**」のように民生委員ということだけを理由に無条件に参加するのではなく、**依頼と説明を受け、納得した上で協力**することが重要。

適度な距離



「民生委員が担当する」ことが慣例であっても、今一度立ち止まって見直しを。民生委員がする必要がないのか、民生委員でないといけないのか検討を。「民生委員がしてはいけない」ということではなく、**地域として検討することが重要**です。

民生委員は

本人の同意を前提に、必要な情報を地域の支援者と共有し、協力して対応します。「**守秘義務**」の壁に囲まれて孤立し、一人で抱え込んでしまわないよう、**情報共有・協力**を心がけます。

民生委員も地域住民の一員として地域活動に参画・協力します。ただ、「**義務・強制**」とならないよう、「**慣例**」や「**あて職**」として民生委員ということだけを理由に無条件に活動するのではなく、**説明を受け、了承した上で活動**するようにすることが大切です。

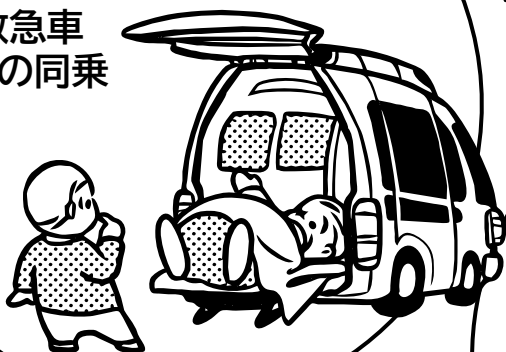
逆に

民生委員の業務ではない活動

これらは、各個人が厚意で行うことはあっても、「民生委員だからすること」「民生委員ならばしなければいけないこと」と考えられるものではありません。

これらの対応には、各種制度や
民間のサービス、
ボランティアなどに
つなぐことなどが
考えられます。

救急車
の同乗



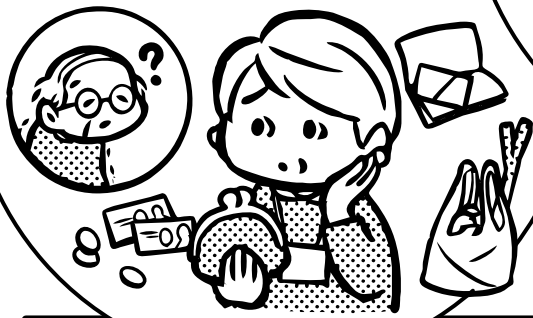
家事



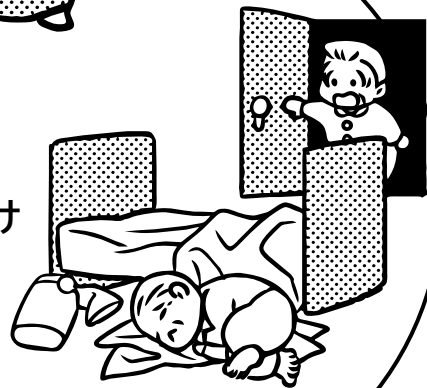
通院等、
外出時の同行



金銭管理



かけつけ



その他、『横須賀市民生委員活動の
ためのQ&A集』を参照

民生委員活動は多岐にわたりますが、
なんでもかんでも民生委員が
やらなければならないわけではありません。

「きづく・つなぐ・みまもる」活動や、その他の「基本活動」を中心に、ご自身、
身近な方々の生活や健康を第一に、無理のない形でお取り組みください。